

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	貸金庫規定(手動型)	貸金庫規定(手動型)		
新:1 旧:1	1_格納品の範囲	1. (格納品の範囲)		変更
新:1 旧:1	(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。	(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。		
新:1 旧:1	a 公社債券、株券その他の有価証券	① 公社債券、株券その他の有価証券		変更
新:1 旧:1	<u>b</u> 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類	② 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類		変更
新:1 旧:1	<u>c</u> 貴金属、宝石その他の貴重品	③ 貴金属、宝石その他の貴重品		変更
新:1 旧:1	<u>d</u> 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの	④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの		変更
新:1 旧:1	(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納ととわりすることがあります。	をおこ (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。		
新:1	(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。			追加
新:1	a 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の 観点からリスクの高いと考えられるもの	防止の		追加
新:1	b 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に いもの	適さな act in the second of th		追加
新:1	2 利用目的の確認			追加
新:1	(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンの グおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定る 囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方 申出を行うこととします。	<u>める範</u>		<u>追加</u>
新:1	(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用される を防ぐため、利用時の当組合立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認 ていただきます。			追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	3_契約期間等	2. (契約期間等)		変更
新:1 旧:1	この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する〇月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から <u>1</u> 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。			変更
新:1	型約の継続にあたり、格納品が第1条の範囲に収まっていることを当組合所定の 書面にて確認します。			追加
新:2 旧:1	4_使用料	<u>3. (</u> 使用料 <u>)</u>		変更
新:2 旧:1	(1) 貸金庫の使用料は、〇〇記載の料率により <u>1</u> 年分を前払いするものとし、毎年〇月の当組合所定の日に、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を <u>1</u> か月としてその月から月割計算により支払ってください。	払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契		変更
新:2 旧:1	5 鍵の保管	<u>4. (</u> 鍵の保管 <u>)</u>		変更
新:2 旧:1	貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。	貸金庫に付属する鍵正副 <u>2</u> 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。		変更
新:2 旧:1	6_貸金庫の開閉等	<u>5. (</u> 貸金庫の開閉等 <u>)</u>		変更
新:2 旧:1	(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届 <u>け</u> 出た代理人が正鍵を使用して 行ってください。	(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。		追加
新:2 旧:2	(2) 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。	(2) 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。		
新:2 旧:2	(3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名等を届 <u>け</u> 出てください。	(3) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主本人から代理人の氏名等を届出てください。		追加
新:2 旧:2	7_届出事項の変更等	<u>6. (</u> 届出事項の変更等 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:2 旧:2	(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。			追加

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、 延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 8 印章、鍵の喪失時等の取扱い	(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、 延着 <u>し</u> または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 7. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)		削除
8 印章、鍵の喪失時等の取扱い	7. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)		
			変更
9_成年後見人等の届出	<u>8. (</u> 成年後見人等の届出 <u>)</u>		変更
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年 後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届 <u>け</u> 出てください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年 後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。		追加
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意 後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届 <u>け</u> 出てください。	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意 後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。		追加
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の 選任がされているときにも、(1)・(2)と同様に、当組合に届 <u>け</u> 出てください。	(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の 選任がされているときにも、 <mark>前2項</mark> と同様に、当組合に届出てください。		変更
(4) <u>(1)から(3)</u> の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届 <u>け</u> 出てください。	(4) <u>前3項</u> の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。		<u>変更</u>
(5) <u>(1) から(4)</u> の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5) <u>前4項</u> の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		<u>変更</u>
10 印鑑照合等	9. (印鑑照合等)		変更
11_損害の負担等	1 <mark>0. (</mark> 損害の負担等 <u>)</u>		変更
12反社会的勢力との取引拒絶	1 <u>1. (</u> 反社会的勢力との取引拒絶 <u>)</u>		変更
この貸金庫は、第1 <u>3</u> 条 <u>(3)a、b、c</u> のいずれにも該当しない場合に使用することができ、 <u>これ</u> らの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	この貸金庫は、第1 $\underline{2}$ 条 $\underline{\hat{\mathbf{m}}}$ 3 項第 $\underline{\mathbf{m}}$ 5 $\underline{\mathbf{m}}$ 7 $\underline{\mathbf{m}}$ 8 $\underline{\mathbf{m}}$ 9 $\underline{\mathbf{m}}$ 6 $\underline{\mathbf{m}}$ 7 $\underline{\mathbf{m}}$ 8 $\underline{\mathbf{m}}$ 9 $\mathbf{$		変更
13解約等	1 <u>2. (</u> 解約等 <u>)</u>		<u>変更</u>
(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。	(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。		
この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫 を直ちに明 <u>け</u> 渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約す るときは、このほか第 <u>8</u> 条に準じて取 <u>り</u> 扱います。	この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫 を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約する ときは、このほか第 <mark>7</mark> 条に準じて取扱います。		変更
	後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届け出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届け出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、(1)・(2)と同様に、当組合に届け出てください。 (4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届け出てください。 (5) (1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 10 印鑑照合等 11 損害の負担等 12 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第13条(3)a、b、cのいずれにも該当しない場合に使用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 13 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約す	後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届け出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意 後見人の反名その他必要な事項を書面によって当組合に周け口てください。 (3) 守でに補助・保佐・後見陽がの審判を受けているとき、または任意後見監督人の 選任がされているときにも、(1)・(2)と同様に、当能台に属け口てください。 (4) (1)から(3)の周山事項に取消または変更等が年じたときにも同類な、直もに書前 によって当組合に属けてください。 (5) (1)から(4)の周山専項に取消または変更等が年じたときにも同類な、直もに書前 によって当組合に届けてください。 (6) (1)から(4)の周山専項に取消または変更等が年じたときにも同類な、直もに書前 によって当組合に届けてください。 (7) (1)から(4)の周内の前に生じを損害については、当組合は責任を負いません。 (8) 前4項の届中の前に生じを損害については、当組合は責任を負いません。 (8) 前4項の届中の前に生じを損害については、当組合は責任を負いません。 (9) 前4項の届中の前に生じを損害については、当組合は責任を負いません。 (10) 中艦服合等 (11) (現常の負担等) (12) 反社会的勢力との取引拒絶 (13) (現常の負担等) (14) (現場の負担等) (15) (現場の負担等) (16) (現場の負担等) (17) (現場の対しても減当する場合には、当組合はこの行金車の使用中込むおことかのこともありするものとします。 (8) (解約等) (18) (解約等) (19) (解約等) (10) (解約等) (11) (原称等) (12) (解約等) (13) (解約等) (14) (原称等) (15) (の契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 (16) (の場合、下鉄および雇用の作業を持参し、当組合所定の手機をしたうえ貸金庫を直に明査してください。なお、正鎌または届出の印章を失った場合に解約する	登見人等の氏名その他必要な事項を告請によって当組合に居成出でください。 ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の遊化がされたときには、直ちに任意 後見人の氏名をの他必要な事項を告請によって当場合に届近まって当場合に届近まってい場合に保証と (長人の氏名をの他必要な事項を書話によって当場合に届近まのでも (長人の氏名をの他必要な事項を書話によって当場合に届近なください。 (表人の氏名をの他必要な事項を書話によって当場合に届近なください。 (表人の氏名をの他必要な事項を書話によって当場合に届近なください。 (表し、) すでに補助・保佐・後見無能の書刊を受けているとき、または任意後見監督人の 選任がされているときにも、 10・位と 10・位と

Page	改正後	現行	備考	差異
新:4 日:3	(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約する ことができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直 ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明 <u>け</u> 渡してください。第 <u>3</u> 条により契約 期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約する ことができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直 ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>2</u> 条により契約期 間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。		<u>変更</u>
斯:4 日:3	<u>a</u> 借主が使用料を支払わないとき <u>。</u>	① 借主が使用料を支払わないとき		変更
新:4 3 :3	b 借主について相続の開始があったとき <u>。</u>	② 借主について相続の開始があったとき		変更
新:4 日:3	<u>c</u> 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。	③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき		<u>変更</u>
斯:4 日:3	<u>d</u> 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき <u>。</u>	④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき		変更
折:4 ∃:3	<u>e</u> 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>。</u>	⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき		変更
新:4 日:3	(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。	(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。		追加
折:4 ∃:3	この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに <u>(1)</u> と同様の手続をした うえ貸金庫を明 <u>け</u> 渡してください。	この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに <mark>第1項</mark> と同様の手続を したうえ貸金庫を明渡してください。		<u>変更</u>
ர்:4 ∃:4	a 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明 した場合	① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合		変更
τ̂:4 ∃:4	b 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合	② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合		変更
f:4 ∃:4	<u>(a)</u> 暴力団	<u>A.</u> 暴力団		変更
f:4 ∃:4	(b) 暴力団員	<u>B.</u> 暴力団員		<u>変更</u>
f:4 l:4	(c) 暴力団準構成員	<u>C.</u> 暴力団準構成員		<u>変更</u>
र्मः4 ∃ः4	(d) 暴力団関係企業	D. 暴力団関係企業		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考差異
新:4 旧:4	(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	<u>E.</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	変更
新:5 旧:4	<u>(f)</u> その他前各号に準ずる者	<u>F.</u> その他前各号に準ずる者	変更
新:5 旧:4	c 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合	③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合	変更
新:5 旧:4	<u>(a)</u> 暴力的な要求行為	<u>A.</u> 暴力的な要求行為	変更
新:5 旧:4	(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	<u>B.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為	変更
新:5 旧:4	(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	<u>C.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	変更
新:5 旧:4	(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、また は当組合の業務を妨害する行為	D. 	変更
新:5	(e) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が 認める行為		追加
新:5 旧:4	<u>(f)</u> その他前各号に準ずる行為	E. その他前各号に準ずる行為	変更
新:5 旧:4	(4) (1)から(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間 の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計 算により支払ってください。この場合、第4条(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金 に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に第4条(1)の方法に準じて自動引落しすることができるもの とします。	了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算に	変更
新:5 旧:4	(5) (1) から(3) の明渡しが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。	(5) 第1項 から 第3項 の明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。	変更
新:5 旧:4	14_貸金庫の修繕、移転等	13. (貸金庫の修繕、移転等)	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:5 旧:5	1 <u>5 </u> 緊急措置	14. (緊急措置)		<u>変更</u>
新:6	10 = 5 m	1 <u>5. (</u> 譲渡、転貸等の禁止 <u>)</u>		<u>変更</u>
旧:5	1 <u>6</u> 譲渡、転貸等の禁止			
新:6 旧:5	17_保証人	1 <u>6. (</u> 保証人 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:6 旧:5	18_規定の変更等	1 <u>7. (</u> 規定の変更等 <u>)</u>		変更
新:6	(2026年2月1日現在)	(2020年4月1日現在)		<u>変更</u>
旧:5				